



地上デジタル放送に関する 悪質商法の現状と対策

平成20年11月

総務省情報流通行政局

地上デジタル放送に関する悪質商法の現状と対策

1 悪質商法の現状

悪質商法の事案は総務省で把握しているもので28件(H16.2～)発生。うち5件については被害届が出されている。また、28件中、高齢者に係るものは13件発生している。

(典型的な手口の類型)

- －アンテナ工事業者等を装い家庭を訪問、前金を受け取り工事を実施しないもの
- －公的機関等を装い、ビラやハガキなどにより地デジ対応の申込代金等を指定口座に振り込ませようとするもの
- －電話で国や放送事業者等を騙り、工事の勧誘や工事代金の振込の要求等を行うもの

2 注意喚起等の対策

- リーフレット、ホームページ、説明会等による地上デジタル放送の周知広報活動の中で悪質商法に対する注意喚起を実施。
- 地デジコールセンター(総務省地上デジタル放送受信相談センター)における相談対応の中で、悪質商法に係る問い合わせに対応。
- 民生委員(地域の民生委員児童委員協議会)に対し、詐欺被害防止のための住民への周知を依頼。
- 関係府省庁間での情報共有体制の強化
 - ・「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」の下に、「悪質商法等WG」を設置
 - ・メーリングリストや、全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の「消費生活相談情報データベース」の活用

3 事案が発生した際の対応

被害の拡大防止と模倣犯の発生防止の観点から、事案が発生した地域を所管する総合通信局を中心に対応。

- ホームページでの注意喚起
- 被害が発生した事案については報道発表
- 警察、消費生活センター等への情報提供
- 振り込め詐欺の場合、指定された金融機関への連絡
- 地方公共団体に対し、注意喚起の協力要請
- 放送事業者番組で取り上げるよう協力依頼

- 総務本省から関係府省庁等への情報提供
- 事案が全国規模に発展する可能性のある場合には、総務本省からも注意喚起、報道発表等

地デジに関する悪質商法等に係る周知広報の例

地デジであなたをだます **詐欺** にご注意!

テレビの地デジ対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺が発生しています。身におぼえのない工事や代金請求にはご注意ください。

たとえば、次のような手口の詐欺が発生しています。

総務省やテレビ局の名前が書かれた手紙が届き、「地上デジタル放送切りかえ助成金」が支給されるので、手数料の支払いをするよう書かれています。

「テレビ局職員」「地上デジタルテレビ受信対策員」を名のる人物が自宅にやってきて、受信工事やテレビの調整の代金支払いを求めます。

このような助成金は存在せず、手数料支払いを求めるところもありません。二セの助成金案内状です。

テレビ局などが、このような支払いを求めるところはありません。お金を請求するのは二セ者です。

地デジ対応で、総務省やテレビ局、その関係機関がお金を請求することは一切ありません。このような請求を受けた時は、すぐには支払わず下記の総合通信局(総務省の地域機関)、お近くの警察署、または消費生活センターへご相談ください。

総合通信局の連絡先(電話番号)

北海道総合通信局	011-709-2311	東海総合通信局	052-971-8292
東北総合通信局	022-221-0700	近畿総合通信局	06-6942-0820
関東総合通信局	03-5220-5693	中国総合通信局	082-222-3429
平成19年5月1日から	03-6238-1944	四国総合通信局	089-936-5080
信越総合通信局	026-234-9992	九州総合通信局	096-326-7882
北陸総合通信局	076-233-4494	沖縄総合通信事務所	098-865-2307

地上デジタル放送全般についてのお問い合わせ先

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
電話: 0570-07-0101 (平日9:00~21:00、土・日・祝日9:00~18:00)
IP電話など、上記番号でつながらない場合は
電話: 03-4334-1111で、お受けいたしております。

総務省パンフレット

悪質商法に関する注意

「テレビのデジタル化工事」を装った詐欺にご注意ください!

これまでに、総務省や公的機関などと称して、地上デジタルテレビ放送受信のための不当な費用請求や勧誘、モデル地区の選定に伴い助成金を受け取るための費用を請求するといった内容の文章が届いたなどの情報が、総務省その他の関係機関に寄せられています。

国の関係機関が地上デジタルテレビ放送の受信のための工事の案内を行ったり、工事を受け付けたりすることはなく、またその費用を請求することはありません。地上デジタルテレビ放送の受信に関して、疑わしい工事の勧誘を受けた場合や身に覚えのない工事代金の請求を受けた場合には、すぐに支払わず、お近くの総合通信局、警察署、消費生活センターなどへご相談ください。

※地上デジタルテレビ放送を受信するための受信設備は「自己負担」です。

総務本省ホームページ

民生委員への依頼

趣旨

悪質商法に係る被害防止のため、住民の方々の身近な存在として日頃から地域で活動している民生委員・児童委員の方々に、日常の活動の中で、注意喚起等の協力を依頼。

具体的な依頼内容

- テレビの地上デジタル放送対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺や悪質商法が発生している旨、住民の方々に注意喚起をしていただくこと。
- 地上デジタル放送への対応で、分からない場合や困ったことがある場合には、総務省コールセンターに電話をすれば相談できることを伝えていただくこと。



11月10日、総務省から各市区町村の民生委員児童委員協議会に対し、文書で依頼したところ。

ニセ店員「2011年視聴に必要」

地上波テレビ放送が2011年7月にデジタル放送(地デジ)に完全移行するのを前に、高齢者らが「地デジを見るために必要だから」と高額な工事代を請求されたり、テレビの「調整料」をだまし取られたりする被害が相次いでいる。背景には、視聴者への周知不足もあるようだ。

総務省や国民生活センターによると、地デジを巡っては、ここ数年、ニセの家電量販店店員や「地上デジタルテレビ受信対策員」を名乗る相手に工事代などを要求されたり、同省やテレビ局名で「地デジ放送切り替え助成金」が支給されるので、手数料を振り込むように「などとする手紙を送りつけられたりするなど」の被害が全国で数百件もあった。

愛知県では今年2月、中部電力の社員を名乗る男による被害が続発。同社によると、70歳代の女性は「テレビと電話が無料になるから」と工事代として18万円を持ち去られ、4日後には別の70歳代の女性が「工

高額な工事代請求

事をしないとテレビが見られなくなる」と言われ、約19万円をだまし取られた。4月には札幌市内の70歳代の男性宅を家電量販店店員と名乗る男が訪れ、「今後、テレビを見るには地デジに対応するため作業が必要になる」と切り出し、作業後に1万

3000円を受け取った。実際には量販店が店員を派遣した事実はなく、作業代も通常は5000円程度だという。

総務省が相談電話

総務省では、地デジを巡る詐欺被害が相次いでいることなどから、地上デジタルテレビジョン放送受信相

談センターの専用電話(0570・07・0101)、03・4334・1111)で問い合わせに応じている。

平日は午前9時から午後9時、土日祝日は同6時まで。

地デジ詐欺

高齢者狙う

地デジを視聴するには、地デジ対応テレビやアナログテレビに接続する専用チューナーを購入するだけでなく、アンテナをUHF(極超短波)に交換するか、ケーブルテレビ会社と有料契約を結ぶ必要がある。

放送局や家電メーカーで作る「デジタル放送推進協会」ではテレビCMや全国キャラバンで正しい受信方法の説明に努めているが、周知が不

受信方法 周知不足

十分に、高齢者らがつけ込まれている格好だ。日本民間放送連盟の3月の調査では、地デジ対応テレビの世帯普及率は43%だが、うち5分の1は「アンテナが対応していない」などの理由で地デジを見ていない。見ていない理由を「わからない」とする回答も多く、民放連でも「受信方法が十分に理解されていない」と分析している。